資料1

第8次医療計画の策定について

令和5年6月

宮崎県福祉保健部医療政策課

医療計画について

○ 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。

計画期間

- 6年間 (現在の7次医療計画の期間は2018年度~2023年度。中間年で必要な見直しを実施。)
 - → 第8次医療計画の期間は2024年度~2029年度。

記載事項(主なもの)

- 〇 医療圏の設定、基準病床数
- 〇 地域医療構想
- 2025年の地域の医療需要と将来の病床数の必要量等を推計
- 医師の確保に関する事項(医師確保計画)
- ・ 地域ごとの目標医師数の達成に向けた施策
- 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 (外来医療計画)
- ・ 地域で不足する外来医療機能の分析とその対策 等

○ 5疾病・6事業及び在宅医療に関する事項

- ○5疾病
 - ・がん
 - ・脳卒中
 - ・ 心筋梗塞等の心血管疾患
 - · 糖尿病
 - · 精神疾患
- 6事業
 - ・へき地の医療
 - 救急医療
 - ・ 小児医療(小児救急含む)
 - · 周産期医療
 - ・災害時における医療
 - 新興感染症等の感染拡大時における医療
- 在宅医療
- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状の把握、課題の抽出、数値目標の設定、具体的な施策等を策定。進捗状況等を評価し、見直し (PDCAサイクルの推進)。

第8次宮崎県医療計画の策定スケジュール等(予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会	◆ → 第1回 (策定方針 スケジュー									第3回(答申)		
医療計画部会		(ĝ	——→ 第1回 策定方針・ ケジュール)		◆ 第 2 回 (骨子案)		◆ 第3回 (素案)		◆ 第4回 (最終案)			
地域医療構想調整会議				◆	区域の現状技							
その他		★・市町	→ J村 へ意見照	2000年			Σ		→ クコメント オ へ意見照:		↓ 県議会	会議決

※部会等の状況によって開催時期・回数の変動あり